

事業報告書等の提出がないNPO法人への対応について

NPO法人は、毎事業年度開始後3箇月以内に、前事業年度の事業報告書等を主たる事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが義務付けられています。

市民の皆さんが閲覧するための事業報告書等を所轄庁へ提出しないということは、法人の情報を公開することによる市民監視を重視している特定非営利活動促進法に基づくNPO法人制度の根幹に関わる問題です。

このため京都府では、**期限までに事業報告書等の提出がないため、地方裁判所への過料事件通知を行ったNPO法人、3年以上にわたって事業報告書等の提出がなく設立の認証を取り消した法人について、京都府ホームページに掲載し、府民の方への情報提供を行うこととしています。**

- ① 提出期限の1箇月後に、法人あてに督促書を送付します。
- ② 上記①の督促後も提出がない場合、提出期限の2箇月後に、法人の役員全員（理事・監事）の自宅あてに督促書を送付します。この際、督促書送付後1箇月以内に提出がない場合、裁判所に対し過料事件通知を行う旨を記載します。また、**過料事件通知を行った場合は「法人の名称、法人番号、事業報告書等の提出がない事実並びに過料事件通知を行った旨及び通知日」を京都府ホームページに掲載する旨を記載します。**
- ③ 上記②の督促後も提出がない場合、提出期限の3箇月経過後に、法人の代表権を有する理事の住所地を所管する地方裁判所に対して過料事件通知を行うとともに、**「法人の名称、法人番号、事業報告書等の提出がない事実並びに過料事件通知を行った旨及び通知日」を京都府ホームページに掲載します。**
- ④ 上記督促を2事業年度にわたって行ったにも関わらず提出がない法人に対しては、3事業年度目に①、②の督促を行ったうえ、行政手続法に規定された聴聞を開催し、設立の認証の取り消しが相当と判断された場合に、設立の認証を取り消します。取り消しを行ったときは、**「法人の名称、法人番号、取消の原因となる事実・根拠法令並びに取消を行った旨及び取り消した日」を京都府ホームページに掲載します。**

なお、既に3年以上にわたって事業報告書等の提出がない法人に対しては、上記の手続きを適用せずに、行政手続法に規定された聴聞を開催のうえ、設立の認証の取り消しを行う場合があります。